

芝山町学童クラブ運営事業者公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町が発注する芝山町学童クラブ運営業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 参加者 第8条第1項の参加表明書類を提出した者をいう。

(選定委員会)

第3条 公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に契約の相手方を特定するため、選定委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本業務委託の事業者募集要項等の審査
- (2) 参加表明書類の審査及び企画提案書類の提出依頼先の決定
- (3) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価
- (4) 受注候補者及び次点受注候補者の特定
- (5) その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長

(4) こども教育課長

(5) こども保健課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(書面会議)

第6条 前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

(1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。

(2) 委員長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 前2項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(募集要項の公表)

第7条 町長は、本業務委託のプロポーザルの公募を開始するときは、別に定める本業務委託の公募型プロポーザル事業者募集要項(以下「募集要項」という。)及び企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

2 募集要項は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 業務の趣旨
 - (2) 業務の概要
 - (3) 募集要件
 - (4) 応募手続
 - (5) 審査方法
 - (6) 契約等
- 3 作成要領は、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 企画提案書の記載項目
 - (2) 見積書の作成内容
- (参加の表明及び参加資格の確認)
- 第8条 本業務委託のプロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める参加表明書類を提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の参加表明書類が提出されたときは、当該参加者が募集要項に定める資格要件に適合するか確認し、適合すると認めたときは、当該参加者に対し、企画提案書等の提出を依頼するものとする。
- (企画提案書等の提出)
- 第9条 当該参加者は、前条第2項に規定する依頼を受けたときは、募集要項及び作成要領等に従い、企画提案書等を作成し、提出するものとする。
- (評価の実施)
- 第10条 委員会は、第8条及び前条の規定により提出された参加表明書類及び企画提案書類、参加者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及び質疑応答の内容について、別に定める審査基準に基づき、評価を行うものとする。
- (受注候補者の特定)
- 第11条 委員会は、前条の評価点が高い者から順次、評価順位を決定し、評価順位が第一位の者を受注候補者、第二位の者を次点受注候補者として特定するものとする。
- 2 前項の評価順位が第一位又は第二位の者が複数いる場合は、委員会の協議により受注候補者又は次点受注候補者を特定するものとする。

3 町長は、受注候補者及び次点受注候補者に特定した旨を各々に通知するものとする。

(非特定理由の通知等)

第12条 町長は、受注候補者及び次点受注候補者のいずれにも特定しなかった参加者に対し、その旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第13条 委員会は、第12条第1項の規定により受注候補者及び次点受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託期間
- (3) 受注候補者及び次点受注候補者を決定した日
- (4) 受注候補者及び次点受注候補者の名称及び所在地
- (5) 受注候補者及び次点受注候補者を特定した理由
- (6) その他必要な事項

(仕様書等の作成及び契約の締結)

第14条 町長は、受注候補者と協議し、募集要項及び企画提案書に基づき、本業務の仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び芝山町財務規則（平成13年芝山町規則第6号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加表明書類の提出があった日から契約の締結までの間に募集要項に定める参加資格を有しなくなったとき又はその他契約の締結が不適当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と本文に規定する手続により、契約を締結するものとする。

(事務局等)

第15条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、こども教育課学校教育係において担当する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。